

令和元年度新潟県内3国立大学法人工事入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和元年10月29日(火) 新潟大学駅南キャンパス「ときめいと」	
委員	委員長 古川 兵衛 (弁護士) 委員 小田 茂達 (公認会計士) 委員 平山 桂子 (新潟県建築士会新潟支部長) 委員 上野 美紗 (上野住宅建材(株)常務取締役)	
審議対象期間	平成30年7月1日～令和元年6月30日	
抽出案件(合計)	5件	(備考)
建設工事(小計)	4件	今回の審議対象期間においては、 再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。
一般競争入札 (政府調達に関する協定適用対象工事)	0件	
一般競争入札(上記工事を除く)	4件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	0件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	1件	
標準型プロポーザル方式	0件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申または勧告の内容	なし	

意見－質問	回答
<p>議事に先立ち、資料確認（資料の差替え、資料修正箇所の説明および追加資料の追加について説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加資料「新潟大学（旭町）弓道場新営 その他工事内訳チェック表」については、 昨年の委員会の講評において、「今後の契 約において高落札率の案件の場合は、その 背景に合理的な事情が認められるのか検討 を重ね対応して頂きたい」とのご指示があ り、今回の委員会で②の案件がそれに該当 したため、入札の内容がわかる資料として 用意した旨を説明。 質問、意見等なし。 <p>新潟大学施設管理部長の挨拶、委員紹介</p> <p>建設工事及び設計・コンサルティング業務 の審議対象工事案件について</p> <p>新潟県内 3 国立大学法人において平 成 30 年 7 月 1 日から令和元年 6 月 30 日に契約した建設工事及び設計コンサル ティング業務の審議対象工事案件につい て、資料 1－1 に基づき、入札方式、件 数落札率。資料 1－2 に基づき各法人の 入札数、表の項目について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし <p>審議対象工事案件における抽出について</p> <p>審議対象工事案件における抽出方法及 び抽出案件 5 件について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし <p>抽出案件の審議</p> <p>「①（五十嵐）教育学部 E 棟他照明設 備改修工事」</p>	

意見－質問	回答
<p>・ 総合評価方式（実績評価型）の入札であり、評価値により業者が評価されているが、点数は誰が決められているのか。</p> <p>・ その評価は、業者が過去に実施した工事の出来具合などを判断した評点なのか。</p> <p>・ 提出された資料を基に機械的に評点が定まるという事か。</p> <p>・ 入札に参加する業者は自社の評価点を知っているのか。</p> <p>・ 競争参加資格について、（４）で「教育・研究施設、病院又は行政施設の照明設備新設または改修工事を施工した実績を有すること」となっているが、民間の工事実績などでは駄目な理由があるのか。</p> <p>・ そのような特異性があると、今後も入札業者が増えないように思われるが。</p> <p>・ 各業者の工事成績の評価点は、ずっと変わらないのか。</p>	<p>・ 評点については、業者が提出してきた書類を基に事務的に判断し評価している。</p> <p>・ 公共工事の実績があるかどうかなど、業者の過去の実績により定量的に判断できる事項を評点している。 なお、提出された書類だけでなく、コリンズ、テクリス等のデータベースに登録した情報をエビデンスとして確認し実績を事務的に評価している。</p> <p>・ そうです。</p> <p>・ 入札が完了するまで公表はされないが、配点を公表していることから、自社の実績を配点表に落とし込むことで、評価点の類推は可能。</p> <p>・ 公共工事の実績として必要とされる証拠書類やプロセスなどは特異性があり、経験がないと難しいことから、そのような条件を課している。 また、大学（工事現場）キャンパス内に滞在している教員や学生の安全などを考慮する必要があることから、同様の工事の実績を求めている。</p> <p>・ この入札には7社が応札しており、比較的難しい工事ではなかったため、条件を課しても応札されると考えた。 なお、工事内容や工事個所によっては要件の緩和も実施している。</p> <p>・ 毎年開催される総合評価委員会において評価値等を審議し、必要により評価点の見直しを行っている。</p>

意見－質問	回答
<p>・この評価点について業者からの異議はないのか。</p> <p>・評価項目のワーク・ライフ・バランス等の推進欄にある「くるみん」とは何のことか。</p> <p>「②（旭町）弓道場新営その他工事」</p> <p>・この入札の競争参加資格については、B、C、D等級認定の業者で設定しているが応札業者は何者くらいを想定したのか。 またB、C、Dの各等級における業者数は把握していたのか。</p> <p>・今回の応募3社の等級はどのようになっていたのか。</p> <p>・3社のうち1社が入札辞退をしたのはなぜか。</p> <p>・辞退はどの時点でされたのか。</p> <p>・入札辞退書はもらっていないのか。</p> <p>・総合評価の評価点は、他の業者の点数を知ることはできるのか。</p> <p>・追加資料の業者が提出してきた価格の内訳書チェック表の3頁に「計算間違い」と記載があるが、どの時点で気付くのか。</p>	<p>・今までそのような事例（異議申立て）はない。 なお、入札案件ごとに異議申立期間を設置しており、異議申し立てを行うことは可能である。</p> <p>・「くるみん」は厚生労働省が実施している企業・法人認定制度の名称。</p> <p>・3社以上の応札を想定していた。 なお、各等級の登録業者数については把握していない。</p> <p>・B、C、D等級それぞれ1社ずつの応札があった。</p> <p>・辞退理由は、概ね開札前に他の工事予定が入ったという理由が多い。なお、辞退理由について伺っていない。</p> <p>・今回は、開札時点で応札されなかった入札辞退という状況である。</p> <p>・開札時点のため提示はない。電子入札では、応札されなければ「辞退」の扱いとなる。</p> <p>・入札終了後に入札調書が開示されるため、参加応札者の評価点を確認することは可能であるが、改札前に確認はできない。</p> <p>・入札の資料として提示のあった内訳書を大学側の積算と比較および参考にするため内訳の確認をしている。またその際に、相</p>

意見一質問	回答
<p>・参加資格要件の等級と技術力には関係があるのか。</p> <p>・この等級は何を表しているのか。</p> <p>「④環境システム棟（Ⅱ期）２階等空調設備改修工事」</p> <p>・この工事案件も１社のみ応札という案件だが理由をどう考えるか。</p> <p>・予定価格を作成する際、参考見積りを徴収しているようだが、この落札業者から見積りを取ったことはあるか。</p> <p>・その回答から察するに、業者は予定価格が想定できると思われるが、施工やその他費用などで差が出るということか。</p> <p>・最終的には、不落になった状態で引き受けてくれとお願いするか。</p>	<p>・関係ない。</p> <p>・企業が資格審査申請書を文科省に提出し、審査（年間工事高等）により等級を格付されたものである。</p> <p>・この入札前に、類似の案件入札があったため、入札結果の状況確認後に応札を検討するなど、応札者が敬遠したものと想定される。</p> <p>更に、公立学校等の空調工事の案件は、比較的受注が多いと想定されることも要因と考えられる。</p> <p>・空調機工事の積算については、機器メーカーから見積りを徴収し、その上で、労務費及び共通費を大学で積み上げる方法で予定価格としている。工事費全般として見積りを徴収する訳ではない。</p> <p>・取引状況やメーカーにより、値引き率が異なるため、業者間においても価格差は生じるのが現状である。また、等級の高い受注高の大きな大企業（Ａランク）は、価格抑制が可能であると考えられる。</p> <p>ただし、予定価格作成時には、過去の入札実績等も踏まえ価格（査定率）を設定し作成している。</p> <p>・参加業者は、入札中に何社参加しているかが不明であることから、入札途中に辞退されると発注者側は困るため、一旦、入札を保留し直接交渉の見積り合せを行う場合がある。</p> <p>ただし、具体的に価格の提示はできないため、交渉のために何度か見積りを提出してもらおう事もある。</p>

意見－質問	回答
<p>・ そのように直接交渉（見積合せ）の場合、1社との交渉のため、交渉成立となるのか。</p> <p>・ 工事契約により新しい空調機を導入したが、保守についても落札業者が行うのか。</p> <p>・ 資料3－4の7頁にある見積金額欄の見積額は業者が提示したもののか。</p> <p>・ 不落随意契約の3回は、どのように実施するのか。</p> <p>・ それに要する時間はどのくらいか。</p> <p>・ 手間の割に、金額が安価になった状況でもないが、そのような方法（契約方式）を実施する意味はあるのか。 入札時はともかく、随意契約（不落）となった時点で、大学から予定価格を伝達した方が能率的ではないか。</p> <p>・ 不落随意契約方式は、実施規程等が決められているのか。それとも慣習として行っているのか。</p> <p>・ 何億円規模の工事の場合、そのようなやり取りも合理的に思えるが、本案件の入札規模では非効率的に思える。</p>	<p>・ 不落随契に移行した時点で、入札者が複数いた場合は、提示（入札）価格が一番低い者に最初に連絡し交渉に入る。</p> <p>・ 落札業者とは異なる業者が実施する。保守については、建物保守契約の一部として実施することとなる。</p> <p>・ この業者が提示した見積りであり、電子入札として2回、不落随契として交渉時に3回の見積りを提出してもらっている。</p> <p>・ 業者に来学してもらい、書面（入札書）によりで見積書（価格）を提出してもらう。その時点で、予定価格に達しない場合は、再度、見積書を提出してもらうこととなる。 なお、落札した場合は、再度、電子入札システムにより、その提示額で業者が登録する。</p> <p>・ 今回の場合は、30分程度である。</p> <p>・ あくまで「不落随意契約」とし、入札行為の延長上として行っており、予定価格を公表せずに執行している。</p> <p>・ 規定がある訳ではない。例え随意契約の場合であっても、予定価格を公表する契約方式はないことから、予定価格を公表して交渉するという事はない。</p> <p>・ 地方自治体等と違い、国の機関は予定価格を公表できないので致し方ない。</p>

意見－質問	回答
<p>「⑤(山屋敷)附属図書館改修設計業務(建築・設備)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術提案書の評価について、事務局が評価することとなっているが、メンバーや評価のチェック体制はどうなっているのか。 ・ 項目として技術力があるがそれも過去の実績などで定量的に評価できる資料があるということか。 ・ 項目の3、4についてはどうか。委員の構成や体制はどのようなものか。 ・ 配点内容については、プロポーザル方式として既に決まっているものなのか。 ・ この配点はこの案件だけのものなのか。 ・ 今回、別紙5の見積もり結果一覧表で工事の金額が提案されているのは1社だけだが、応札者は4社になるのか。 ・ その評価は金額を含めてということではないのか。 ・ 技術提案書の評価結果も、資料として提示願う。 民間では金額も含めた評価の場合もあるため、詳細な資料がある方が審議の参考に 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局が行うのは評価項目の1、2についてであり、業者から提出された書類を基に施設課職員が定量的に行う。評価内容については、最終的に建設コンサルタント委員会において確認を行っている。 ・ そうです。 ・ 建設コンサルタント委員は5名。 上越教育大学施設担当理事、事務系からは、次長、施設課長、新潟大学施設管理部長、長岡技術科学大学施設課長の構成。 審査は、各委員に資料を事前送付し、各委員より評価の上、審査委員会において各自の評価値を集計し、最終的な採点表を作成する。 ・ 建設コンサルタント委員会において、案件毎に決めている。 ・ そうです。 ・ プロポーザル方式なので、一番評価の高かった業者と契約になる。 ・ 金額は含まない評価である。 ・ 了解しました。

意見一質問	回答
<p>なる。</p> <p>「追加質問」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料3-2「②（旭町）弓道場新営その他工事」について、入札調書（別紙5）から察するに、予定価格を超過して落札できなかった会社の標準点＋加算点は105.0点だが、この点数は良い方なのか悪い方なのか。 ・評価点の低い者の方が、予定価格を超過し、評価点の高い者が予定価格内で落札している。この状況から、前者は入札を落札する気があったのか疑問に思う。 ・予定価格とあまりに懸け離れた価格を応札するのは、応札者として見積り能力が低いように感じる。 この入札については、結果だけ見ると健全な競争入札が行われている印象が見受けられないことから、もう少し原因を究明して頂きたい。 ・過去に総合評価方式に参加した実績があれば、自らの評価値などは把握できると思われる。 <p>その他 「再苦情処理の申し立て状況等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>講評事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に指摘事項なし ・本委員会における資料は、良く整っていた。次回の委員会（来年度）では、資料1-2「入札監視委員会審議対象工事案件一 	<ul style="list-style-type: none"> ・あまり良い点数とは言えない。 ・応札者は、入札参加数が把握できないため、結果的に予定価格を超過してはいたが、落札できるものと考えていたと想定される。 ・評価点については、入札前に各業者に通知しているわけではないが、入札終了後に入札結果として公表される。 ・過去の結果も踏まえ分析している業者もいると思われる。

意見－質問	回答
<p>覧」について過去3年分のデータを追加して頂きたい。過去の状況を標記することで、入札状況や落札状況の変化を比較確認が可能となる。</p> <p>また、次回の委員会では入札参加資格要件の業者ランクについて、対象地域における各ランクの業者数を把握して頂きたい。同様に、このランク分けについてどのような要件で振り分けられるのかも、確認して頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">以上。</p>	